

防災業務計画

ユニー株式会社

<目次>

第1章 総則

◇計画の目的

◇基本方針

第2章 防災体制の確立

◇活動体制の整備

◇情報収集及び連絡体制・通信体制の整備

◇緊急参集体制の整備

第3章 災害予防に関する事項

◇当社施設等に関する備え

◇防災教育・訓練の実施

◇防災器具の点検

◇備蓄に関する備え

第4章 災害応急対策に関する事項

◇活動体制の確立

◇情報連絡体制の確保

第5章 災害復旧に関する事項

◇応急の復旧

第6章 計画の適切な見直し

◇計画の検討・変更

<別表1> 震災発生時対応ガイドライン

<別表2> 緊急対策本部・現地対策本部（震災の場合）組織と役割

第1章 総則

◇計画の目的

第1条 本計画は、次の各号の法律の規定に基づき、ユニー株式会社（以下「当社」という）が災害及び災害防止に対処するため、防災に関する必要な体制を確立し、防災業務を的確かつ迅速に実施して、通常の事業活動が許容される期間内に復旧できるように計画を定め、当社が行う災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号、以下「災対法」という）第39条第1項
- (2) 大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号、以下「大震法」という）第6条第1項
- (3) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法（平成14年7月26日法律第92号、以下「南海トラフ法」という）第5条第1項
- (4) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年4月2日法律第27号、以下「日本・千島海溝法」という）第6条第1項

◇基本方針

第2条 災害発生時において、災対法その他の法令に基づき、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関（以下「関係機関」という）と連携協力し、防災業務を的確かつ迅速な実施に万全を期する。防災業務の実施にあたっては、次の各号に留意する。

- (1) 平素から関係機関との連携体制の整備に努める。
- (2) 広報・インターネット等を活用して、国民に迅速に防災業務に関する情報を提供するように努める。
- (3) 防災業務の実施方法等については、関係機関から提供される情報を踏まえ、災害発生又は発生するおそれがある場合の状況に応じて当社が自主的に判断するものとする。
- (4) 防災業務の実施については、関係機関の協力を得ながら、当社従業員のほか当社の実施する防災業務に従事する者の安全の確保に配慮する。
- (5) 政府による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の業務を的確かつ迅速に実施するように努める。

第2章 防災体制の確立

◇活動体制の整備

第3条 平常時においては当社「リスクマネジメント委員会」の中で、PDCAに基づく継続的改善を推進することにより、業務継続力の向上を図ることとする。また訓練・教育等によって得られた情報や知見等についても適切に反映させ精度をあげていく事とする。

非常時においては各マニュアルにおいて、災害時の被害想定における役割・復旧作業・対応部署などを明確にする。緊急対策本部長の指揮の下で各対応部署を組織化し、早期復旧・早期営業再開を行う。

◇情報収集及び連絡体制・通信体制の整備

第4条 情報収集及び連絡体制の整備については以下の通りとする

- (1) 当社施設等の被災の状況、防災業務の実施状況、従業員の安否確認等の情報を迅速・正確に収集・集約できるように連絡網・連絡方法・連絡手段等の必要な事項についてあらかじめ定める。
- (2) 営業時間外・夜間においても的確に連絡できる体制の整備に努める。
- (3) 関係機関からの警報又は避難の指示の通知を受けた場合において、社内等における警報の伝達先・連絡方法・連絡手順等必要な事項を定める。

第5条 通信体制の整備については以下の通りとする

- (1) 災害発生時において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮し、必要な通信体制を整備する。
- (2) 通信体制の整備については、災害により通信手段が被害を受けた場合においても通信が行えるよう通信手段の多重化等のバックアップ体制の整備に努める。
- (3) 平素から防災業務に必要な通信設備の点検を定期的実施する。

◇緊急参集体制の整備

第6条 緊急参集体制については以下の通りとする

(1) 発動要件

大規模な自然災害等により、店舗や事務所（本社・エリア）に甚大な被害が発生し、緊急対策本部が設置された場合および事業継続に支障をきたす事案が発生した場合とする。

(2) 発動権限者

緊急対策本部長（社長）またはその代行者とする。

(3) 事務局

総務人事部を事務局とし、法務部を代行部署とする。

(4) 発動までの流れ

- ① 事業所は被害状況等を事務局に報告する。
- ② 事務局は被害規模や予測される状況を緊急対策本部長に報告を行う

- ③ 緊急対策本部長は、報告された被害内容や予測される状況を総合的に判断し、速やかに緊急対策本部設置の可否を決定する。（不在の場合は代行順位に順ずる）
- ④ 緊急対策本部設置とともに事業継続計画（BCP）を発動させることで、初動体制を速やかに確保する。

（５） 防災体制の解除

災害対策本部長は、災害の発生するおそれなくなった場合、または災害復旧が進行して平常組織によって処理し得ると認めた場合は防災体制を解除する。

第3章 災害予防に関する事項

◇当社施設等に関する備え

第7条 災害により大きな被害が発生することが見込まれる。また、あわせてライフライン（電力・ガス・水道など）の供給停止に伴って、一部の設備が使用不可能となる可能性も想定される。拠点・設備・備品などに関して事前の対策を実施しておくことが必要となる為、以下を重要拠点および移転先として定める。

（１） 危機管理センターの役割について

緊急対策本部設置場所である危機管理センターは、各事業所からの情報を集約し、適切な全社的な対応を検討・指示する重要な機能を担う拠点とする。

- ① 南海トラフ巨大地震などの大規模地震発生時の一時避難場所
- ② 緊急対策本部設置場所および事業所の早期復旧のサポート拠点
- ③ 店舗復旧の要となる情報システム部、物流部の運営拠点

（２） 事務所機能壊滅時の災害対策本部移転先

重要拠点（本社機能、物流コントロール機能など）についても、拠点被災の代替拠点を定める。本社および各エリア事務所が事業継続不可能になった場合は、移転先の店舗に災害対策本部を設置し復旧の拠点として運用を行う。

◇防災教育・訓練の実施

第8条 平素から、的確な防災業務の実施が可能となるよう社内における訓練を実施するとともに、関係機関が実施する防災業務についての訓練に参加するよう努める。従業員教育では、地震・自然災害及び店舗周辺で発生しうる自然災害に対する対応について、「地震対応ガイドライン」を作成・更新し社内へ開示することで従業員の知識の向上を図り、朝礼等を通じて定期的に従業員への教育を行う。また「地震対応ハンドブック」を常に携帯する。

各従業員の事業継続計画に対する理解を深め、緊急事態発生時での各自の役割を明確にして、行動出来る様にするために定期的な教育・訓練については以下の内容を定期的実施する。

- (1) 地震発生時の危機管理センターの稼働を想定した実働訓練
- (2) 地震発生時の緊急メール配信訓練
- (3) 地震発生時の災害状況報告訓練
- (4) 津波発生時の避難訓練
- (5) 消防訓練

◇防災器具の点検

第9条 自主点検・検査の実施及び予防安全措置については、次の各号の通りとする。

- (1) 消火器等消防設備等の確認・点検を行う
- (2) 什器・備品・商品などの落下・転倒・破損防止措置を講じる。
- (3) 建物外壁・窓ガラス・屋外広告物などの落下防止措置を講じる。
- (4) その他必要な防災措置を講じる。

◇備蓄に関する備え

第10条 防災業務のため必要な備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の把握に努める。

災害が長期に及んだ場合においても、防災業務の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、関係機関との間でその供給に関する協定をあらかじめ締結する等、必要な体制の整備に努める。

第4章 災害応急対策に関する事項

◇活動体制の確立

第11条 災害応急対策の実施体制として政府災害対策本部が設置された場合には、必要に応じて緊急対策本部を設置する。

その際本社は所管省庁を通じて政府災害対策本部に連絡を行う。

下記3つを災害時の行動指針とする。

3つの行動指針

- (1) 大規模災害が発生した際は、お客様、お取引先様、従業員の生命および安全を確保するため全力を挙げる。
 - ① 大規模災害という不測の事態であっても、お客様、お取引先様、従業員の生命・安全確保を最優先とし、全員総力をあげて避難誘導、救助および救出を行う。
 - ② 大規模災害発生後、ただちに二次災害および現状被害の拡大防止処置を講ずることで、会社の資源を保全する。
- (2) 非常時優先業務を設定するとともに、目標の実現のために必要な資源の確保と適切な配分を行う。

- ① 地域社会に対し、営業を通じて生活物資の円滑な供給活動を行うことが、小売業の社会的責任であり、市民生活への影響が大きい営業活動については継続または早期復旧しなければならない。
 - ② 大規模災害など事業継続が滞った場合、建屋、人員、ライフライン、通信インフラなど様々な資源に制約が生じる恐れがあることから、限られた資源を最大限に活用できるよう、非常時優先業務をあらかじめ選別しておくこととする。
 - ③ 優先業務を速やかに実施するため、資源が制限された場合の対応策とともに、確保した資源の適切な配分方法についても十分な検討を行い、各業務に着手すべき順序や実施の水準といった明確な目標を持って優先業務に取り組むこととする。
- (3) 大規模災害の発災や事業を止めるリスクに備え、平常時であっても全社的取り組みとして事業継続力の向上に努める。
- ① 事業継続力向上のため、事業継続計画を全社的な体制で運用し、顕在化した課題についても常に改善を加えることによってレベルアップさせていく。
 - ② 平常時から事業継続に向けた教育と実践的な訓練を定期的実施することにより、組織風土の醸成、各部署への浸透を図る。
 - ③ 事業継続に繋げる予防措置として、必要に応じた対策を事前に講じておく。

◇情報連絡体制の確保

第12条 情報収集及び報告については、次の各号の通りとする。

- (1) 当社施設等の被災の状況、防災業務の実施状況等災害に関する情報を迅速に収集するものとし、緊急対策本部はこれらの情報を集約して必要に応じ関係機関に報告する。
- (2) 災害対策本部は、政府災害対策本部から災害の状況や防災業務を実施するにあたり必要となる安全に関する情報等について収集を行うとともに、社内での共有を行う。

第13条 通信体制の確保については、次の各号の通りとする。

- (1) 災害が発生した場合には、直ちに必要な通信設備の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保する。
- (2) 防災業務の実施に必要な通信設備に障害が生じた場合、直ちに所管省庁に支障の状況を連絡するとともに、通信設備の復旧を行う。

第5章 災害復旧に関する事項

◇応急の復旧

第14条 災害が発生した場合の対応については次の各号の通りとする。

(1) 商品の供給

ライフラインとしての役割を果たす当社において、最も大きな地域からのニーズは生活必需品の供給継続となる。生活必需品の供給のために必要となる商品物流は、その継続が道路の被災状況や交通規制等の外的要因に大きく左右される部分もあるが、自社としても可能な限りの対策を行っておく事とする。

大規模震災が発生した際には、「緊急自動車専用路」「緊急交通路」等が指定されるなど、各種の交通規制が発令され、車両の交通が制限される事も想定しておく。発災時には交通規制に関する情報を迅速に収集する必要があると共に、事前に各エリア内においてどのような交通規制が想定されているのかを把握し、迂回ルートを想定しておく。

また、食料品・日用品等の消費財を輸送する車両については、「規制除外車両（事前届出対象外）」と位置づけられており、消防・救急等の局面が終わった後に緊急交通路が通行可能になると考えられる（確認標章は必要なく、食料品・日用品等を輸送していることを確認することによって通行が可能）。過去の災害においても、都道府県によって具体的な内容が異なる為、各都道府県警への確認やホームページ等より情報を収集して、配送車の手配と配送ルートを確認する。

緊急対策本部は、「災害発生時の物資供給一覧」を活用し、災害発生時点の供給可能商品や供給可能数を確認し、取引先および物流センター等へ、必要な場所に必要な商品が供給できる様に指示を行う。

① 物流システムの復旧

本社機能、物流センターの復旧を行い、危機管理センターを災害復旧拠点とし、お客様への商品供給を行う。主要幹線道路の寸断も想定し、事前に物流センターや取引先拠点から店舗までの迂回路の確認、緊急時のメーカー等からの直接輸送も含め取り決めを行っておく。

② 商品の供給

災害発生後7日以内に8割以上の店舗の復旧を目標とし、営業を再開する。また、災害発生時は、取引先様の状況把握を行い、商品供給体制を立て直すと共に、近隣店舗や他エリアの店舗や物流センターの在庫状況を確認し、被災店舗への商品供給を行う。

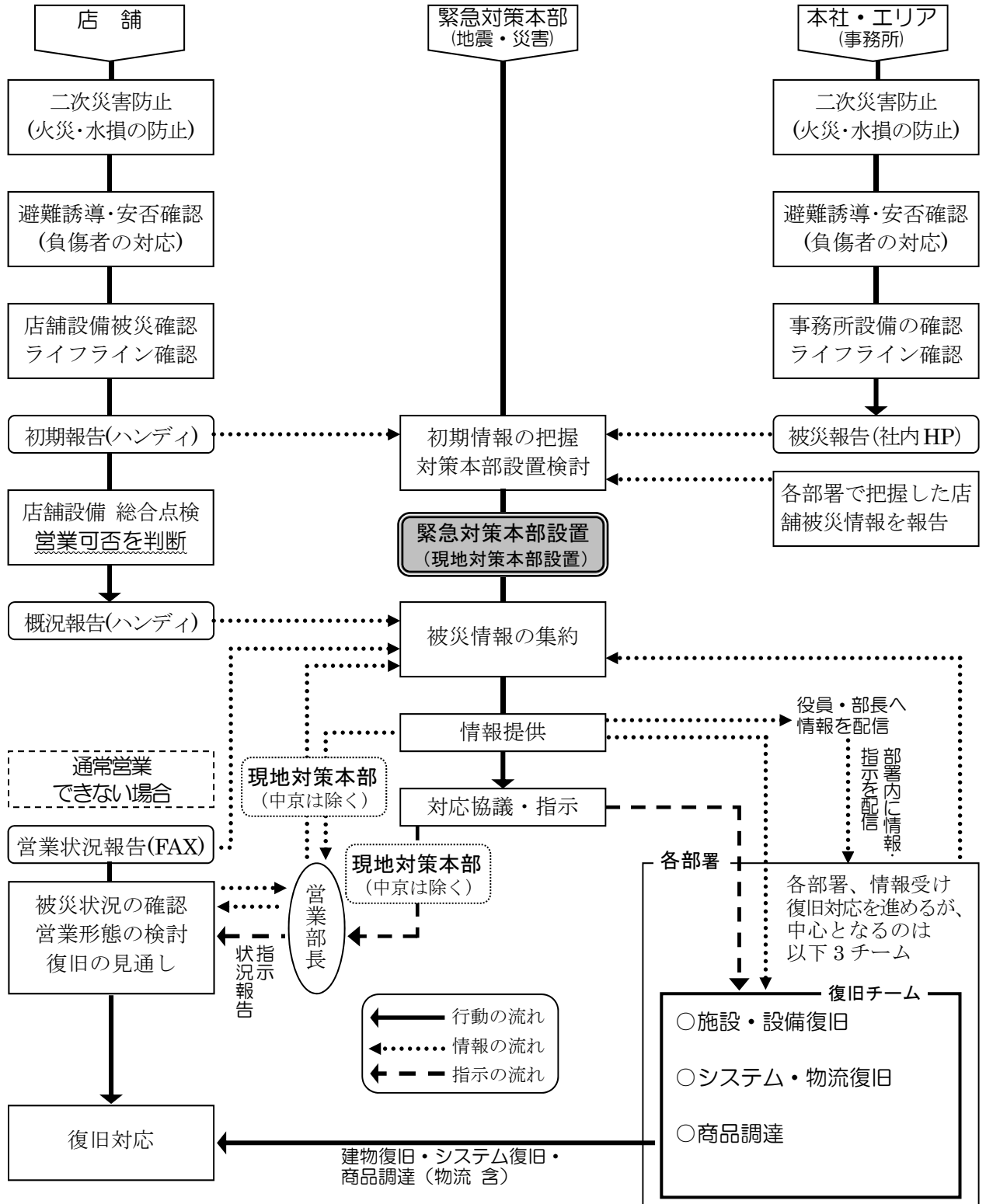
第6章 計画の適切な見直し

◇計画の検討・変更

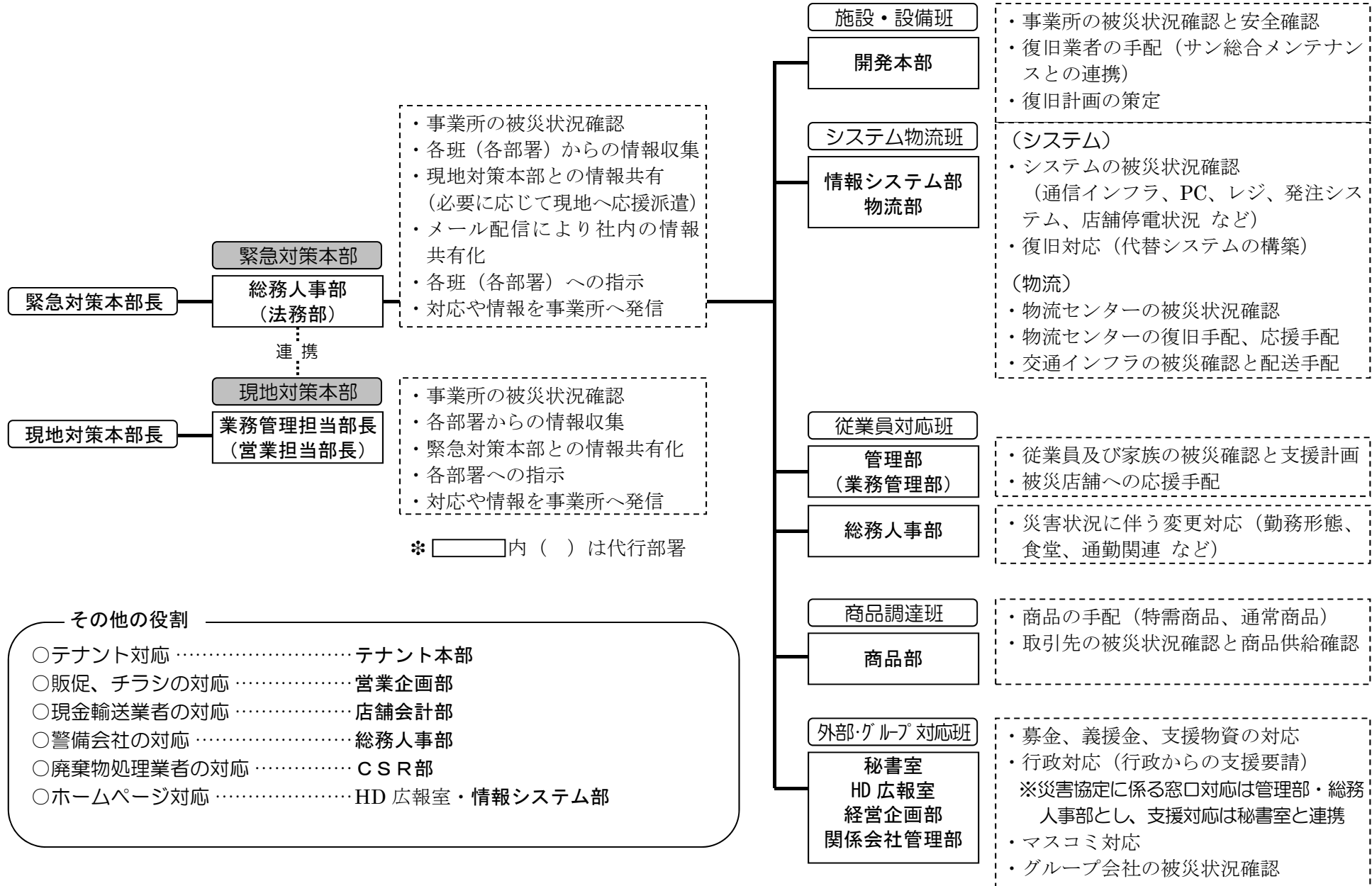
第15条 本計画の内容につき毎年検討を加え、計画を変更する必要があると認めるときは、関係機関に対し資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求め、改訂・追加を行う。

<別表1> 震災発生時対応ガイドライン

発生時の全体フロー



<別表2> 緊急対策本部・現地対策本部（震災の場合）組織と役割



初版 2018年 6月 30日